

令和6年度
安来市森林ビジョン策定支援業務
に係るプロポーザル企画提案仕様書

令和6年4月10日

島根県安来市

第1章 総則

本仕様書は、安来市（以下「委託者」という。）が委託を予定している「安来市森林ビジョン策定支援業務」（以下「本業務」という。）について、企画提案募集及び委託する場合において適用される主要事項を示すものであり、業務委託契約締結にあたっての業務仕様書については、委託者が別に定めるものとする。

なお、本仕様書に記載の内容は、企画提案募集のために設定したものであるため、本仕様書に記載の内容と、実際の業務委託契約における業務仕様書とは、内容が異なるものとなる点に留意すること。

第1条 業務名

令和6年度 安来市森林ビジョン策定支援業務

第2条 業務目的

森林は100年、200年かけて育ち、形作られていくものであり、健全な森林を形作っていくために、森林づくりの原理・原則に立ち返って、長期的な視点での理念と指針を定めるとともに、「森林の公益的機能の発揮」と「持続可能な林業経営」を両立させることにより、市民生活の安全・安心の確保と、林業の振興を通じた地域の活性化を図るため、適切な森林づくりの方向性と、林業・木材産業の振興に向けた戦略を明らかにする必要がある。

また、政府が掲げる「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ」（2050年カーボンニュートラル）の実現に向け、二酸化炭素吸収源としての森林の機能の増進も図らなければならない。

本業務は、そのために、令和5年度に実施した航空レーザ計測・森林資源解析で得られたデータの分析や、市内の林業事業者、製材所を中心とした林業・木材産業の関係者へのヒアリング等を通じて、現状を出発点として、安来市における森林・林業・木材産業のポテンシャルが十分に発揮された理想的な状態をゴールに見据えて長期的な将来像を描くとともに、実効性ある施策の企画立案の基礎とするため、概ね2050年を見据えた「安来市森林ビジョン(仮称)」(以下「ビジョン」という。)を策定することを目的とする。

なお、ビジョン策定にあたっては、以下の事項を基本として構成するものとし、実効性と実行性を重視して策定するものとする。

- (1) 安来市の森林・林業・木材産業の将来像
- (2) 将来像の実現に向けた基本理念
- (3) 基本理念に基づいた基本方針と施策の方向性
 - ①森林の公益的機能の発揮に関すること。
 - ②持続的な森林経営の推進に関すること。(森林経営管理制度の推進及び森林経営における民間資金の活用等を含む。)
 - ③木材の需要拡大に関すること。(木材のカスケード利用、建築物等における木材の利用拡大及び木質バイオマスの新たなマテリアル利用に関することを含む。)
 - ④林業・木材産業の付加価値向上及び生産性向上に関すること。(木材サプライチェーン改革

及び林業・木材産業バリューチェーンの構築に関することを含む。)

⑤林業DXの推進に関すること。(森林資源情報のデジタル化及びスマート林業の推進のほか、デジタル技術とICTの活用による木材サプライチェーンのデジタル化・高度化及び森林・林業・木材産業におけるデータの利活用に関することを含む。)

⑥林業の担い手の確保と育成に関すること。(自伐型林業の確保・育成を含む。)

⑦森林づくりへの市民参加・理解促進に関すること。

⑦その他森林整備の適切な推進、森林の利活用及び林業・木材産業の活性化に関すること。

(4) ビジョン推進に係る関係者の役割及びビジョン推進体制

(5) 安来市における森林施業・森林保全の指針

第3条 業務場所

安来市内全域

第4条 履行期間

契約締結日の翌日から令和7年3月28日(金)まで

第5条 関係法令等

1 本業務の実施にあたっては、業務仕様書及び契約書によるほか、下記の関係法令等(当該関係法令等が履行期間中に変更となった場合は、最新版を適用するものとする。)に留意して行うものとする。

(1) 森林法(昭和26年6月26日法律第249号)、同法施行令(昭和26年7月31日政令第276号)及び同法施行規則(昭和26年8月1日農林省令第54号)

(2) 森林・林業基本法(昭和39年7月9日法律第161号)

(3) 森林の保健機能の増進に関する特別措置法(平成元年12月8日法律第71号)、同法施行令(平成2年4月27日政令第113号)及び同法施行規則(平成2年4月27日農林省令第18号)

(4) 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成22年5月26日法律第36号)、同法施行令(平成22年9月14日政令第203号)及び同法施行規則(平成22年9月30日農林水産省令第51号)

(5) 森林経営管理法(平成30年6月1日法律第35号)、同法施行令(平成30年11月21日政令第320号)及び同法施行規則(平成30年12月19日農林水産省令第78号)

(6) 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年10月9日法律第117号)、同法施行令(平成11年4月7日政令第143号)及び同法施行規則(平成11年4月7日総理府令第31号)

(7) デジタル社会形成基本法(令和3年5月19日法律第35号)

(8) 個人情報保護法(平成15年5月30日法律第57号)及び同法施行規則(平成28年10月5日個人情報保護委員会規則第3号)

(9) その他関係法令、規則、通達等

第6条 統括責任者等の選任

受託者は、本業務の目的を十分に理解し、本業務を遂行するための十分な能力と経験を有する人員を適切に配置するとともに、本業務に関する責任者となる統括責任者及び本業務の実務を主となって担当する主任担当者を選任し、委託者に報告するものとする。

第7条 貸与資料と使用制限

- 1 委託者は、本業務に必要と認められる物品及び資料等の貸与について受託者から請求があった場合は、これを貸与することができるものとする。
- 2 受託者は、物品及び資料等の貸与を受けた場合は、これを保管し、遺失や汚損、破損等のないよう細心の注意を持って取り扱い、業務上必要であっても、委託者の承諾なしに複写及び複製をしてはならない。
- 3 受託者は、本業務の完了後、もしくは契約が解除されたとき、又は本業務遂行上不要となったときは、速やかに返却又は委託者の指示に従った処置を行うものとする。

第8条 守秘義務

- 1 受託者は法令等を遵守した上で、安来市情報セキュリティポリシーに従って業務を行うものとする。
- 2 受託者は、本業務の履行期間中並びに業務完了後においても、業務で知り得た内容の第三者への開示又は漏洩を行ってはならないものとし、特に個人情報に関わる情報の取り扱いについては十分注意するとともに、委託者の指示に基づくものとする。
- 3 受託者は、本業務において秘密漏洩等の問題を生じさせた場合は、一切の責任を負うとともに以後の処理については委託者の指示に従い、誠意をもって対処しなければならない。

第9条 関係機関等との調整

受託者は、ビジョン検討と協議会運営の事前準備として、必要に応じて関係機関へのヒアリングを実施し、各種調整を行うものとする。

第10条 諸事故の処理

- 1 受託者は、情報の漏えいを含む諸事故などについては、速やかに委託者に報告しなければならない。
- 2 本業務によって生じた諸事故及び第三者に与えた損害は、すべて受託者の責任により解決するものとする。
- 3 前2項の規定は、本業務に係る契約期間の満了後又は契約解除後も同様とする。

第11条 損害賠償

受託者は、本業務の履行に関し、自己の責に帰すべき事由により委託者に損害を与えたときは、受託者の負担において委託者の指定する期限までに原状に回復し、又はその損害を全額賠償するものとする。

第12条 再委託等の禁止

- 1 受託者は、契約から生じる一切の権利又は義務の第三者への譲渡又は貸与してはならない。
- 2 受託者は、費用の発生の有無に関わらず、原則として再委託をしてはならない。ただし、委託者が特段の理由があると認める場合は、業務の一部について再委託できるものとする。
- 3 受託者は、再委託を行おうとする場合は、あらかじめ書面により委託者の承認を得なければならない。

第13条 検査及び瑕疵

- 1 受託者は完了検査を受ける際、事前に関係書類を提出の上、速やかに検査を受けなければならない。
- 2 受託者は、前項の検査に合格しない場合には、委託者が指定する期間内に問題箇所の修正を行い、再検査を受けなければならない。
- 3 受託者は、本業務を完了し、成果品を引き渡した後においても、その内容に受託者の過失による不良箇所が発見された場合は、責任をもって速やかに修正するものとする。

第14条 成果品の帰属

- 1 本業務の成果品に係る権利（著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）第21条から第28条及び第47条第3に定めるすべての権利並びに民法（明治29年4月27日法律第89号）第206条に定める所有権）は、委託者が有する。
- 2 受託者は、本業務の成果品を、委託者の許可なく第三者に複製、公表、貸与及び使用してはならない。

第15条 企画提案にあたっての留意事項

- 1 本仕様書に基づく企画提案者は、本仕様書に従って、別に定める提案上限額の範囲内で、企画提案者各自の総意工夫により企画提案を行うものとする。ただし、第17条第1号から第9号に掲げる業務そのものを省略する提案は認めない。
- 2 本仕様書に基づく企画提案者は、前項の規定によるもののほか、別に定める提案上限額の範囲内で、本仕様書に記載のない独自の企画提案を行うことができる。
- 3 委託者は、本業務の受託候補者を決定した際、当該受託候補者による独自の企画提案事項のうち、第2条の業務目的の達成に当たり有益と判断するものについては、業務仕様書に定めるものとする。

第16条 その他の留意事項

- 1 受託者は、業務遂行にあたって、委託者と緊密な連携をもって行わなければならない。
- 2 業務仕様書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、委託者と受託者の双方が協議して定めるものとする。
- 3 業務仕様書その他設計図書に記載のない詳細な項目及び内容等については、委託者と受託者の協議のうえ定めるものとする。

第2章 業務概要

第17条 業務概要

本業務の概要は、以下に掲げるとおりとし、その詳細は次条以降に定めるとおりとする。

- (1) 全体計画
- (2) 森林・林業・木材産業に関する基礎調査
- (3) 地域関係者等へのヒアリング
- (4) 森林ゾーニングの検討・作成（市町村森林整備計画に定めるもの）
- (5) 協議会運営支援
- (6) ビジョン骨子案の検討・作成
- (7) ビジョン案の検討・作成
- (8) 打合せ協議
- (9) 業務報告書・成果品の作成
- (10) その他独自の企画提案に係る業務

第3章 業務内容

第18条 全体計画

受託者は、本業務を実施するに当たり、委託者と十分な打合せを行い、以下の必要書類を提出し、委託者の承認を得るものとする。なお、確実に履行期間内に完了するよう、受託者は細心の注意を払って計画策定を行うものとする。

- (1) 業務着手届（様式第14号）
- (2) 業務実施計画書（業務内容・数量・業務実施体制・連絡体制等を記したもの）
- (3) 業務工程表
- (4) 本業務に従事する統括責任者等の一覧表及び健康保険証写し
- (5) その他委託者が必要と認めたもの

第19条 森林・林業・木材産業に関する基礎調査

1 受託者は、安来市における森林・林業・木材産業に関する基礎調査として、以下の作業を行うものとする。

(1) 現状分析及び課題の整理

森林・林業・木材産業に関する次に掲げる資料及びデータ等を収集し、安来市における森林面積、所有形態、樹種・林齢、木材や里山の利活用の現状などの分析・評価を行うとともに、ビジョンにおける背景や課題を整理する。

- ①国又は都道府県が作成した森林・林業に関する各種統計資料
- ②島根県が保有する森林簿情報及び森林計画図
- ③安来市が保有する林地台帳、空中写真、森林資源解析データ及び地形解析データ
- ④安来市がこれまで実施した取り組みの成果等

⑤その他ビジョン策定にあたって有益な資料等

(2) 外部環境の調査・分析

安来市における森林・林業・木材産業の将来像を整理する。2050年に予想される国内の社会構造、人口構成、技術発展等を踏まえながら、森林・林業・木材産業に関する国内外の各種文献等を調査・分析する。

(3) 優良事例の調査・分析

安来市におけるビジョン策定の参考とするために、以下の項目等について国内外の先進的な優良事例を調査・分析するとともに、全国の市町村における森林・林業・木材産業に係るビジョンの策定状況等を整理する。

①森林整備・森林保全策

②林業・木材産業振興（木材のカスケード利用、建築物等における木材の利用拡大及び木質バイオマスの新たなマテリアル利用に関することを含む。）

③林業DX（森林資源情報のデジタル化及びスマート林業の推進のほか、デジタル技術とICTの活用による木材サプライチェーンのデジタル化、高度化などのデジタル・データの利活用に関することを含む。）

④森林の利活用（森林サービス産業の動向に関することを含む。）

⑤林業人材の確保・育成（自伐型林業の育成に関することを含む。）

2 基礎調査に係る具体的な調査範囲及び調査事項の詳細については、前項に掲げる項目を基本として、委託者と受託者が協議のうえ決定するものとする。

第20条 地域関係者等へのヒアリング

1 受託者は、ビジョン策定と協議会運営の事前準備として、森林や林業、木材産業に関する川上、川中、川下の市内事業者を含む地域関係者等へのヒアリングを実施し、結果を取りまとめるものとする。

2 ヒアリング対象者は、島根森林管理署、島根県、森林組合、民間林業事業者、木材加工事業者団体、学識経験者等を基本とし、ヒアリングの順序その他詳細については、委託者と受託者との協議のうえ決定するものとする。

第21条 森林ゾーニングの検討・作成（市町村森林整備計画に定めるもの）

1 受託者は、委託者が令和5年度に実施した森林航空レーザ計測及び森林資源解析業務の成果品を用いて、安来市における市町村森林整備計画に定める森林機能に応じた区域設定として、次の5つの区域区分による森林ゾーニングの検討とゾーニング図の作成を行うものとする。

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源涵養機能維持増進森林）

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（山地災害防止機能/土壌保全機能維持増進森林）

(3) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（快適環境形成機能維持増進森林）

(4) 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（保健文化機能維持増進森林（生物多様性保全を含む。））

(5) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（木材生産機能維持増進森林）

2 前項に掲げる区域区分による対象とする森林その他ゾーニングに必要な事項は、契約締結後に、委託者と受託者との協議のうえ決定するものとする。

第22条 協議会の運営支援

1 受託者は、ビジョンについて協議するために設置する協議会（ビジョンの詳細を協議するために設置するワーキング会議等を含む。）における説明資料の作成や、委員からの質問及び問い合わせに対する対応等の運営支援を行うものとする。また、会議当日は、資料説明の補助、開催状況の記録を行うものとする。

2 協議会に係る資料及び議事録は、委託者との協議のもと受注者が整理して作成するものとする。

3 協議会開催日数は、協議会3回、ワーキング会議3回の計6回程度を基本とする。協議会委員は安来市、島根森林管理署、島根県、森林組合、民間林業事業者、木材加工事業者団体などの代表者等や学識経験者等を予定し、ワーキング会議のメンバーは協議会委員が所属する組織の実務担当者等を予定する。

第23条 ビジョン骨子案の検討・作成

1 受託者は、第2条の業務目的に沿って、第19条における基礎調査、第20条におけるヒアリング結果及び第21条における森林ゾーニングの検討を基に、ビジョン骨子案を作成するものとする。具体的な整理・検討内容は以下のとおりを基本とし、協議会での協議を行ったうえで、委託者の承認を得るものとする。

(1) ビジョン策定の目的・位置付け

- ①森林林業分野における国内外の動向
- ②安来市における関連計画やこれまでの取組成果の整理
- ③上記①～②を踏まえたビジョン策定の目的・位置づけの整理

(2) 安来市の現状分析及び課題の抽出

- ①安来市の森林・林業の現状分析
- ②森林航空レーザ計測・森林資源解析の結果等を踏まえた安来市における森林資源の分析結果の整理
- ③安来市及び周辺地域における木材生産・流通・産業の現状分析
- ④上記①～③の分析を踏まえた課題の抽出

(3) 国内外における森林・林業・木材産業に関する優良事例（自伐型林業の育成を含む）

(4) 森林ゾーニングの方針及び検討結果

(5) 安来市の森林・林業・木材産業の将来像の設定等

- ①現状分析と課題と踏まえた基本理念・基本方針・将来像の設定
- ②基本方針・将来像に沿った各種施策方針の検討・整理

③ビジョン推進に係る関係者の役割及びビジョン推進体制

④安来市における森林施業・森林保全の指針案

- 2 ビジョン骨子案の作成にあたっては、安来市における森林整備及び林業・木材産業振興に関するこれまでの取り組み及び現在進めている取り組み等を踏まえたものとする。
- 3 ビジョン骨子案の作成及びビジョン骨子案に係る協議会への協議は、令和6年11月22日(金)までに完了するものとする。

第24条 ビジョン案の検討・作成

- 1 受託者は、第23条によるビジョン骨子に基づき、ビジョン案を作成するものとし、協議会での協議を行ったうえで、委託者の承認を得るものとする。
- 2 ビジョン案の作成及びビジョン案に係る協議会への協議は、令和7年2月14日(金)までに完了するものとする。

第25条 打合せ協議

- 1 本業務における打合せ協議は、着手前、中間2回、完了時の延べ4回を基本とし、時期等については監督職員と打合せして決定するものとする。
- 2 業務の実施状況については、逐次、監督職員に報告するものとする。

第26条 業務報告書・成果品の作成

- 1 受託者は、第18条から第25条の業務内容・結果を取りまとめ、業務報告書を作成するものとする。
- 2 受託者は、検討・作成した成果について、第29条に掲げる成果品を納入するものとする。

第27条 関連計画・業務資料等の参照

受託者は、本業務の実施にあたっては、次に掲げる関連計画・業務資料等（当該関係計画・業務資料等が履行期間中に変更となった場合は、その最新版）を参照すること。

- (1) 第2次安来市総合計画後期基本計画・第2期安来市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2年度～令和7年度）
- (2) 安来市森林整備計画（令和5年4月1日～令和15年3月31日）
- (3) 安来市林業人材育成拠点整備基本計画（令和6年4月1日～令和8年3月31日）
- (4) 森林・林業基本計画（令和3年6月15日閣議決定）
- (5) 全国森林計画（令和6年4月1日～令和21年3月31日）
- (6) 森林整備保全事業計画（令和元年5月28日閣議決定）
- (7) 国有林の地域別の森林計画書（斐伊川森林計画区）（令和5年4月1日～令和15年3月31日）
- (8) 斐伊川地域森林計画書（令和5年4月1日～令和15年3月31日）
- (9) 島根県農林水産基本計画（令和2年度～令和6年度）
- (10) 第2次安来市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（令和3年度～令和12年度）

- (1 1) 安来市DX推進計画（令和5年度～令和7年度）
- (1 2) 安来市DX推進計画アクションプラン（令和5年度～令和7年度）
- (1 3) デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和5年6月9日閣議決定）
- (1 4) 島根県環境総合計画（令和3年度～令和12年度）
- (1 5) 森林経営管理法の事務の手引き（30林整計第714号課長通知）
- (1 6) 森林経営管理制度に係る取組事例集 Vol.4（令和6年3月 林野庁 森林利用課）
- (1 7) その他関連計画・業務資料等

第28条 納入成果品

本業務の納入成果品は以下のとおりとする。

- (1) ビジョン（本文・資料編・概要版）電子データ 1式（PDF形式）
- (2) 業務報告書 1式（A4簡易製本ホッチキスとめ）
- (3) 業務報告書電子データ 1式（PDF形式）
- (3) その他独自の企画提案に係るもの 1式
- (4) 上記のほか委託者が指示するもの